

新入生限定・希望者のみ (和歌山県外の私立高等学校等用)

令和6年度 奨学のための給付金早期申請について (和歌山県高校生等奨学給付金 募集要項)

制度の概要

和歌山県文化学術課では、高校生等の授業料以外の教育費負担を軽減するため、以下の要件に該当される世帯に、返還の必要のない『奨学のための給付金』を支給します。

令和6年度に入学された方で、給付金の早期給付（4～6月分）を希望する場合は、申請してください。

早期給付を希望しない方は、7月から通常申請（年額分）の受付が開始されますので、忘れずに申請をお願いします。

なお、早期給付の申請をされた方も、残りの支給額（7～3月分）を受け取るためには7月に通常申請が必要です。

※本件の申請手続は、高等学校等就学支援金又は高等学校等学び直し支援金申請（認定を受ければ授業料の負担を軽減できる制度）とは別の手続きになりますのでご注意ください。

対象となる世帯

●令和6年4月1日現在、次の全てに該当している世帯が対象です。

- 1 生徒が高等学校等就学支援金又は高等学校等学び直し支援金の対象である学校（特別支援学校の高等部除く。）に在学していること
- 2 生活保護（生業扶助）受給世帯又は、保護者（親権者）等全員の令和5年度（令和4年分）の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税（0円）であること（以下、非課税世帯という。）
- 3 保護者（親権者）等が和歌山県内に住所を有していること
※保護者（親権者）等のいずれか一方が他の都道府県に在住している場合は、生活の本拠が和歌山県内にある世帯で、かつ、他の都道府県に対し『奨学のための給付金』を申請しない場合に限り、申請できます。
- 4 生徒が高等学校等就学支援金又は高等学校等学び直し支援金の支給を受ける資格を有する者であること

●生徒及び保護者が以下に該当している場合は、支給対象外となります。

- ・生徒が児童養護施設等に入所又は里親に養育を委託されており、見学旅行費又は特別育成費の対象となっている場合（母子生活支援施設の高校生等を除く）
- ・保護者が海外赴任等で日本国内に住所を有しておらず、課税証明書等が発行できない場合

支給される金額

以下のとおり、世帯状況、課程別により支給額が異なります。

②非課税世帯の第1子と第2子以降の判定は、「奨学のための給付金（早期申請）第1子・第2子以降確認シート」をご確認ください。

世帯状況	課程別	支給額 (年額)	支給額 (4~6月分)
① 生活保護（生業扶助）受給世帯	全日制・定時制・通信制	52,600円	<u>13,150円</u>
② (上記①を除く)	非課税世帯 (第1子)	全日制・定時制	142,600円
	通信制	52,100円	
	非課税世帯 (第2子以降)	全日制・定時制	152,000円
	通信制	52,100円	
③ 生活保護（生業扶助） 受給世帯・非課税世帯	専攻科	52,100円	<u>13,025円</u>

※15歳（中学生を除く。）以上23歳未満とは、平成13年4月3日～平成21年4月2日までに生まれた方が該当します。

申請に必要な書類

申請書に必要事項を記入し、以下の申請書表面の確認事項に対応する添付書類、在学等証明書及び振込先の通帳等の写しを添えて申請してください。
(対象生徒が2人以上いる場合は、それぞれの生徒ごとに申請が必要です)

申請書の確認事項で

- ①基準日（4月1日）現在、生活保護を受けています。
②基準日（4月1日）現在、生活保護のうち生業扶助を受けています。

にチェックした方

添付書類：生活保護受給証明書（原本）（発行日が令和6年4月1日以降のもの）

※令和6年4月1日現在、生業扶助が措置されていることがわかるもの。

※上記証明書について生業扶助が措置されていることが表記されていない場合は、上記証明書発行窓口で措置状況を確認の上、措置の有無を追記してもらってください。

③申請する生徒には、基準日（4月1日）現在15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいます。

にチェックした方

添付書類：保護者等全員の令和5年度（令和4年分）課税証明書（コピー可）

※高等学校等就学支援金の申請等に添付している場合も別に提出が必要です。

保険証提出台紙

・申請する生徒及び15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹の保険証のコピーを貼付して提出

※4月1日現在の状況がわかる保険証が必要です。

※兄弟姉妹が複数名いる場合は1名分のみ提出してください。

※被保険者の記号・番号の記載がある場合は、マスキングしてください。

※保険証に扶養している保護者等（被保険者）の氏名等が記載されていない場合又は国民健康保険に加入している場合は扶養誓約書部分の記載が必要です。

●振込先の通帳等の写しについて

※「振込先の金融機関名」、「支店名」、「支店番号」、「預金種別(普通・当座等)」、「口座番号」、「口座名義(カナ)」について確認できるようにコピーを取ってください。

通帳のない場合も、キャッシュカードやネット銀行等のアカウント口座情報画面等、上記口座情報が確認できるものを提出してください。

申請期限

●申請期限

令和6年5月31日（金）まで（当日消印有効）

●提出先

郵送又は直接持参により、下記までご提出ください。

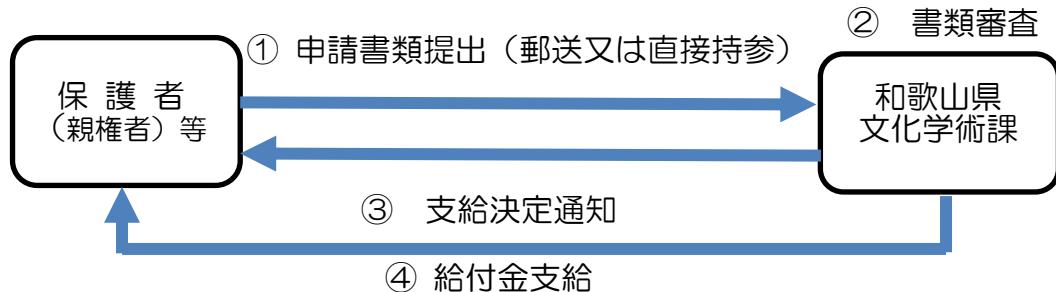
〒640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県企画部企画政策局文化学術課学術振興班 稟学給付金担当あて

申請から給付金（4～6月分）の受取りまでの流れ

- ① 郵送又は直接持参により、県へ申請書類を提出
- ② 県にて書類審査後、③認定結果について県から通知文書を送付
- ④ 県から支給決定を受けた保護者（親権者）等の口座へ入金



●支給時期

早期申請分の支給時期は、令和6年8月頃を予定しています。

※残りの支給額（7～3月分）については、7月に再度申請が必要です。

（お願い）

振込日に関するお問い合わせをいただきますが、日付の回答は困難ですのでご容赦願います。また、原則、学校別に振込をしますので、兄弟姉妹が別の学校に在学する場合、振込時期が異なることがあります。

留意事項

●支給先の口座情報について

申請書類の提出前に、『令和6年度 奨学のための給付金振込用口座 申請者控え』に申請された口座情報を転記いただき、支給決定通知書が到着するまで保管いただきますようお願いします。

県で申請書類を受付した後、県へ保護者様から申請口座に関するお問い合わせをいただきますが、個人情報保護の観点から、本人確認ができない電話ではお答えすることができないため、『令和6年度 奨学のための給付金振込用口座 申請者控え』により申請された口座情報をご確認ください。

●偽りその他不正の手段により給付金を受給しようとし、又は受給したとき及び明らかに給付金を支給の目的以外の目的に使用したと認められるときは即時返還していただきます。

問合せ先

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県企画部企画政策局文化学術課学術振興班
電話番号 073-441-2098